

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 16 日

福島県立博物館長 川名義則

1 入札に付する事項

- (1) 件名 県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
- (2) 業務仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 福島県立博物館
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 26 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと
- (4) 過去 5 年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送、電子メール又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 5 時 00 分
- (2) 提出場所 郵便番号 965-0807 福島県会津若松市城東町 1 番 25 号
福島県立博物館 総務課
電話番号 0242-28-6000
電子メール general.museum@pref.fukushima.lg.jp

4 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

(1) 閲覧期間 令和7年1月16日(木)～令和7年1月28日(火)
※閉庁日(毎週土、日曜日)を除く。

(2) 閲覧場所 福島県会津若松市城東町1番25号
福島県立博物館 総務課

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 受付期間 令和7年1月16日(木)～令和7年1月23日(木)

(2) 受付場所 福島県会津若松市城東町1番25号
福島県立博物館 総務課

電話番号 0242-28-6000

ファクシミリ 0242-28-5986

電子メール general.museum@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答予定 令和7年1月27日(月)

(4) 回答方法 福島県立博物館ホームページに掲載する。

※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。

6 入札書等の提出及び開札

(1) 入札日時 令和7年1月29日(水) 午前11時00分

(2) 入札場所 福島県会津若松市城東町1番25号
福島県立博物館 第2会議室

(3) 開札 入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) その他 郵便、電子メールによる入札は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立博物館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）を落札者とする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立博物館 総務課

電話番号 0242-28-6000

ファクシミリ 0242-28-5986

電子メール general.museum@pref.fukushima.lg.jp

一般競争入札

県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく
固定案内看板等製作・設置業務

入 札 説 明 書

福島県立博物館

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立博物館長 川名 義則

2 入札に付する事項

- (1) 件名 県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
- (2) 業務仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 福島県立博物館
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 26 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者でないこと。
- (4) 過去 5 年の間、本件業務又は本件業務と同規模、同種の業務を履行した実績がある者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）を下記 5（1）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により福島県立博物館長から通知するものとする。

5 入札書の提出期限等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年1月24日（金）午後5時00分 福島県立博物館 総務課
なお、申請書類は郵送及び電子メールを可とする（必着）。

電子メール：general.museum@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所
令和7年1月29日（水）午前11時00分 福島県立博物館 第2会議室
なお、郵送及び電子メールによる入札は不可とする。
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年1月29日（水）午前11時00分 福島県立博物館 第2会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の（2）に指定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し
 - イ 委任状（第6号様式） 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5の（2）に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- なお、入札保証金の免除を希望する者は、5の（1）に掲げる期日及び場所に以下の書類を提出すること。
- ア 入札保証金納付免除申請書（第7号様式）
 - イ 入札保証保険証券又は履行実績証明書（第8号様式）

(4) 入札保証金を現金で納付する者は、その旨を令和7年1月24日(金)正午までに下記17に記載する事務を担当する部門に申し出ること。

なお、入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立博物館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(第1号様式)により、令和7年1月23日(木)午後5時00分までに発注者に説明を求めることができる。

発注者は、福島県立博物館ホームページの入札情報に、一般競争入札仕様書等に関する回答書(第2号様式)を掲載する方法により速やかに回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(以下「談合」という。)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の

全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記 (1) に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号	9 6 5 - 0 8 0 7
住 所	福島県会津若松市城東町 1 番 2 5 号
所 属	福島県立博物館 総務課
電話番号	0 2 4 2 - 2 8 - 6 0 0 0
F A X	0 2 4 2 - 2 8 - 5 9 8 6

第 1 号様式

一般競争入札仕様書等に関する質問書

令和 7 年 月 日

福島県立博物館長

入札参加者 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電話番号 (- -)

ファクシミリ (- -)

件名	県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
質問事項	

第2号様式

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和7年 月 日

福島県立博物館長

件名	県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
質 問 事 項	
回 答 事 項	

一般競争入札参加資格確認通知書

令和7年 月 日

様

福島県立博物館長

先に申請のありました一般競争入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

件名	県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務	
本公告に係る	有	
入札参加資格	無	
の有無	入札参加資格がないと認められた理由	
入札保証金の納付	免除する	免除しない

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

第5号様式

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務

履行場所 福島県立博物館

履行期間 契約締結日から令和7年3月26日まで

上記のとおり入札いたします。

令和7年 1月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人氏名

印)

福島県立博物館長 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。

第6号様式

委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和7年1月29日に執行される 県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務の入札及び見積に関する一切の権限。

令和7年 1月 日

福島県立博物館長 様

委任者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

代理人 氏 名

印

第7号様式

入札保証金納付免除申請書

令和7年 月 日

福島県立博物館長 様

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する履行実績証明書（第8号様式）を添付すること。

- (注) 1. 提出書類により1又は2に○印を付すこと。
2. 過去2年間とは、令和5年1月29日から令和7年1月28日をいう。
3. 官公署とは、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人をいう。

履行実績証明書

その1

発注機関	
業務名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

その2

発注機関	
業務名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

(注) 本様式には、過去2年間における契約案件2つについて、「その1」及び「その2」に記載する。

また、履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 官公署が発注した契約の場合は、契約書の写（契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類）
- 2 実績は、県内外、本・支店の別を問わない。

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) (略)

(4) 過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(15)まで (略)

(16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(17)から(18)まで (略)

2 (略)

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額(その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

(1) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 248 条に定める入札保証金は、その見積る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 3 以上の額とする。

ただし、規則 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

規則第 228 条に定める契約保証金は、契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。

ただし、規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(6) 契約書

別紙「契約書（案）」のとおり

(7) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
- 2 業務委託料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 3 履行期限 令和7年3月26日
- 4 契約保証金

上記の委託業務について、発注者 福島県 を甲とし、受注者 を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了し、成果品を甲に引き渡さなければならない。

(完了の通知)

第2条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく完了報告書によりその旨を甲に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第3条 甲は、完了の通知を受けた日から10日以内に成果品の検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

2 前項の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い甲の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

(有償延期及び遅延利息)

第4条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期間の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期間後相当の期限内に業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期間を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期間を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期間の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ契約金額に年2.5%の割合で計算した額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期間の延長

又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第8条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(業務委託料の支払)

第6条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条の規定による検査に合格した後、提出することができる。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が履行期間内に明らかに業務を完了することができないと認められるとき。

二 乙が解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第4条の規定に基づく履行期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の履行期間の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第9条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第10条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

- 第11条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第12条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類

その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期間を繰り上げることができる。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県会津若松市城東町1-25
福島県
氏 名 福島県立博物館長 川名 義則

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

金 抜 設 計 書

令和6年度
県立博物館三の丸からプロジェクト鶴ヶ
城サイン計画に基づく固定案内看板等
製作・設置業務

内訳書					
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
I 制作費					
(1)W500×D500× H1335表記サイン	式	1			
(2)W1120×D500× H1335案内サイン	式	1			
(3)既存看板撤去	式	1			
(4)表記サイン設置費 用	式	1			
計					
消費税	%	10			
総合計					
(1)W500×D500× H1335表記サイン					
W180×D180×H500 SUS溶接	台	8			
W500×D500×H150 下ベース	台	8			黒焼付塗装
180角木柱クリア塗装	本	8			檜 背割れあり 小節
塩ビ出力貼り	m ²	8			データ支給の場合
制作手間	式	1			
副資材	式	1			
小計					
(2)W1120×D500× H1335案内サイン					
W800×D180×H500 SUS溶接	台	4			
W1120×D500× H150 下ベース	台	4			黒焼付塗装
180角木柱クリア塗装	セット	4			檜 背割れあり 小節
塩ビ出力貼り	m ²	14			データ支給の場合
制作手間	式	1			
副資材	式	1			
小計					
(3)既存看板撤去					
施工費	人工	3			
廃材処分費	式	1			
資材運搬費	式	1			
小計					
(4)表記サイン設置費 用					
施工費	人工	10			
資材運搬費	式	1			
諸経費	式	1			
小計					

仕様書

件名 三の丸からプロジェクト鶴ヶ城サイン計画に基づく固定案内看板等製作・設置業務
契約期間 契約締結の日～令和7年3月26日
納入場所 若松城公園内

固定案内看板は、表示内容の高い視認性、高耐久性が求められる。完成品に求める特記すべき仕様、性能及び提出物を以下に記す。

なお、設計上の変更が生じたときは協議により仕様を変更する場合がある。

また、「6 製作計画」に基づき、製作から納品まで段階的に検査を実施し、福島県立博物館の承認を得て進捗すること。

1 品名、仕様及び数量等

詳細は別紙図面等を参照すること。

(1) 製作数

表記サイン 8台
案内サイン 4台
サイン撤去 5台（別紙2参照）

(2) 仕様

表記サイン

外形寸法 (mm) H1335xW500xD500
筐体 檜・栗 180mm 角x1331mm (腐食防止加工) 節あり
マットクリアコーティング
木材受け口の字 SUS 2t 黒焼付塗装仕上げ
ベース SUS 5t 焼付塗装仕上げ、フッ素樹脂加工、上の口の字と溶接固定
内側 口の字と溶接固定 20mm 厚
外側 SUS 2t 塩ビ出力貼り、UV印刷が望ましい

案内サイン

外形寸法 (mm) H1335xW1120xD500

筐体 檜・栗 180mm 角×1331mm (腐食防止加工) 節あり

マットクリアコーティング

木材受け口ロの字 SUS 2t 黒焼付塗装仕上げ

ベース SUS 5t 焼付塗装仕上げ、フッ素樹脂加工、上のロの字と溶接固定

内側 ロの字と溶接固定 20mm 厚

外側 SUS 2t 塩ビ出力貼り、UV印刷が望ましい

(3) 特記仕様

- 受託後、速やかに工程表を作成し、本博物館の承認を得て進捗すること。
- 新設の看板の設置にあたって、既存の立体物を撤去する必要がある場合は、本博物館と確認の上、撤去・補修を行うこと。
- 本博物館が提供するサインプロット図に対応する、施工済みのサイン画像データを提出すること。
- 製作物、塗装仕上げについては、中間検査を行い、本博物館と協議のうえ最終決定すること。
- 製作物の設置にあたっては、プロット図に基づいて、現地の設置位置を確認し、本博物館の指導に従うこと。
- 受託者は製作の目的物の全部を完成して引き渡した日をもって、請負による役務の最終成果物を納品したこととすること。

2 グラフィック

- 設計図書のグラフィック図は各パネル内での情報量、情報構成及び表現手法を示したものである。受託者はグラフィック製作図を作成し、本博物館の確認を受け、版下を作成する費用（版下作成費）を見込むこと。
- グラフィックは本博物館が指定したデザイナーからの制作図データを用い、版下を作成すること。
- 版下校正は受託者と本博物館の双方で行うこと。

3 多言語表示

- 本博物館の指定するサインは2国語表示に対応した表記とする。言語は日本語、英語。

- 翻訳文は本博物館の提供する内容を用いること。

4 立体物

- 設計図書のプロダクト図（別紙図面）は素材，寸法，仕上げを示したものである。受託者は施工方法，手順を検討し，本博物館の確認を受けること。
- 受託者は設計図書をもとに，完成形態が把握できる立体物製作図を作成して本博物館の確認を受けること。縮尺は，製作物において伝達すべき情報が的確に表現できる数値とすること。材料から想定される重量を計算し立体物製作図に記載すること。
- 立体物製作図に基づき，必要に応じて試作模型を製作し，本博物館の確認を受けたのちに製作を行うこと。

5 構造計算

- 通常の使用で外的要因により転倒，変形が起こらないよう設計すること。
- 必要に応じて構造計算，参考事例，構造的根拠を示すこと。

6 製作計画

- 製作体制，協力工場，検査計画（サンプル製作，製作中間検査，完成検査），工程表等に基づいた製作計画を立案し，本博物館に確認し立体物を製作すること。

7 品質検査

- 品質検査は，各製作工程上の確認を受けたものに対して行うこと。その合否判定基準は立体物製作図の作図完了時，本博物館に確認し規定すること。

8 納品

- 若松城公園内及び福島県立博物館敷地内の本博物館が指示する収納場所へ搬入のうえ，設置すること。納品の方法，日時及び場所については，本博物館と調整を行い，指示に従うこと。

9 保証期間

- 納入後2年間を無償保証期間とし、通常の使用（本博物館の過失又は故意による破損等は除く）により2年以内に異常が生じた場合は、無償で修理又は部品の交換を行い復旧すること。

10 履行期限

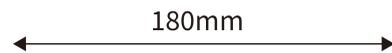
- 本業務は令和7年3月26日までに履行するものとし、作業工程については本博物館と協議のうえ決定すること。

11 その他

- 寸法及び材質等については、本博物館が必要と認めた場合に限り、変更を認めることがある。なお、調整により、変更が生じる場合がある。
- 設置調整作業及び納品等に係る経費は受託者の負担とすること。
- 委託料の支払は全ての業務の履行確認後に支払うこととする。
- 納品作業中に発生する廃棄物の処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理し、不法投棄など第三者に損害を与えるような行為のないよう受託者の責任において実施すること。
- 納品作業中は、本博物館と協議のうえ必要に応じて建物・設備等に損傷防護を講じること。なお、損傷等が生じた際は、受託者の負担において補修すること。
- 受託者は十分な製造実績と経験に基づき、案内サインの使用目的や長期間使用を十分に理解した上で、信頼性と安全性を重視して製作、搬入、組立を実施すること。
- 成果物及び成果物を作成する過程で発生する著作権は、全て本博物館に帰属する。
- 本業務に伴い製作するグラフィック資料（デザイン、解説原稿、図表、新規撮影を行う写真、イラストレーション等）及び立体資料（デザイン、模型等）の著作権は本博物館に帰属するものとする。
- 本業務に伴い制作するグラフィック資料及び立体資料が当施設の媒体以外に使用の範囲が及ぶ場合は、発注者及び受託者両者が協議し、その使用にあたっては著作者の承諾を受けること。

表示面デザイン 表記サイン | い

板面色 :DIC2243



左側面

There are various kinds of stones in the wall

The area that partitions part of the Hommaru in a long, narrow band is called the Obiguruwa (Ring Bailey). The wall for this partitioning is constructed from stones which are produced in different ways, for example, nozura-ishi (natural stones with a rough, unpolished surface), wari-ishi (natural stones broken into smaller pieces), and kiri-ishi (stones cut into blocks). The wall was constructed by stacking stones that are used unaltered after being dug up. This method is called nozurazumi (literally “rough surface stacking”), and at Tsurugajo Castle can be seen in the lower part of the Castle Keep and part of the Ring Bailey.



高解像度の写真データをお願いします。

正面

石垣にもいろいろな石材



本丸帯郭の石垣
おびぐるわ
Hommaru Enclosure Ring Bailey Stone Wall

高解像度の写真データをお願いします。

右側面

本丸の一部を細長く帯状に区画したエリアを帯郭といいます。区画のための石垣には、野面石・割石・切石など加工方法のちがう石材が使われています。掘り出したまま加工を加えない石を積んだ石垣は野面積と呼ばれ、鶴ヶ城では天守閣の下部と帯郭の一部に見られます。



裏面

い
—
Site A



三の丸から
プロジェクト
From Sannomaru

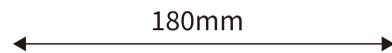
天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン 表記サイン | ろ

板面色 :DIC2243

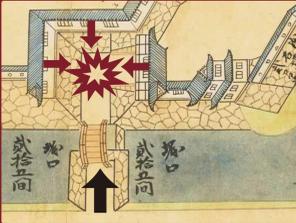


左側面

You can't go straight on from here

There is a stone wall on the far side of the bridge that blocks the way ahead. If invaders stopped here, they were fiercely attacked from arrowslits at the top of the wall.

The name Rokabashi (literally "corridor bridge") comes from the fact there was a bridge with a roof over during the time of Gamo Ujisato, who built Tsurugajo Castle. Daimyo (feudal lords) used to use the bridge to reach the Sannomaru Enclosure and worship at temples and shrines in the south part of the castle.



正面

まっすぐには進めませんね

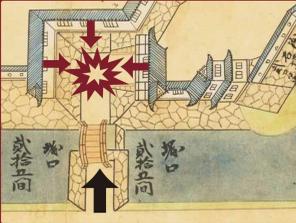


本丸 東門 廊下橋
ほんまる とうもん ろうか ばし
Hommaru Enclosure East Gate Rokabashi

右側面

橋の向こう側には石垣の壁があり、まっすぐ進むことはできません。立ち止まってしまつと、石垣上の櫓門から激しい攻撃を受けてしまいます。

廊下橋という名前は、築城者・蒲生氏郷の頃、建物のある橋があったことに由来します。かつては藩主も通る橋で、三の丸や城の南の寺社にも参拝しました。



裏面

ろ
—
Site B



天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン 表記サイン | は

板面色 :DIC2243

180mm

左側面

How were they built?

These are the most impressive stone walls in the castle and are incredibly high at around 19 meters. They were constructed by cutting long, thick stones and stacking them in a particular order from the ground up. Stacking the stones while aligning them in horizontal layers (a transverse joint wall) creates a more stable structure. Smaller stones are included inside the wall to help rainwater pass through more easily.

Cross-sectional photo showing the three-layered structure of the stone wall. "Historic Site of Komine Castle (Shirakawa City, Fukushima Prefecture)"



高解像度の写真データをお願いします。

正面

本丸 高石垣

たか いし がき

Hommaru Enclosure High Stone Walls

どうやって積んだのでしょうか



右側面

約十九メートルの高さを誇る、城内でもっとも立派な石垣です。石垣は、石材を加工して、奥行きのある石を、下から順に積み上げていきます。石の高さを揃えながら積むことで（横目地を通す）、より安定した構造が生まれます。背面には小さな石を組み入れて、雨水の通りをよくしています。

石垣の三層構造を表す断面写真「史跡小峰城跡(福島県白河市)」



高解像度の写真データをお願いします。

裏面

は
Site C

三の丸から
プロジェクト
From Sannomaru

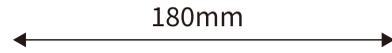
天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン 表記サイン | に

板面色 :DIC2243



左側面

An impressive moat for protecting the Hommaru

On the far side of the wide, impressive moat that surrounds the Hommanru Ring Bailey can be seen a stone wall that is connected to the former main gate of the North Bailey (Kita-demaru). There are now tennis courts on this north side, but this part of the Ninomaru used to be called the Ambush Quarter. From the time of Gamo Ujisato, there was a small partition called Babawakimaru (literally “horse riding ground side enclosure”) that later became part of the Ninomaru.



正面

本丸堀・二の丸伏兵郭
Hommaru Enclosure Moat and
Ninomaru Enclosure Ambush Quarter

本丸を守る立派な堀



ふくへいぐるわ

右側面

文章を修正しました。ばばわきまるで読み方は良いでしょうか？

本丸帯郭をめぐり幅の広い立派な堀の向こうには、北出丸の大手門につながる石垣が見えます。

北側には現在テニスコートがありますが、かつては二の丸の一部で伏兵郭と呼ばれていました。蒲生時代から、馬場脇丸という小さな区画があり、後に二の丸の一部となりました。



裏面

に
Site D



天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン

表記サイン | ほ

板面色 :DIC2243

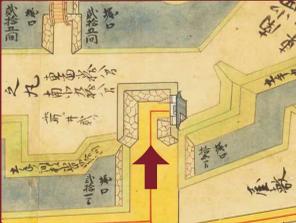
180mm

左側面

Did this go straight on?

Nowadays you can proceed directly from the Ninomaru to the Sannomaru Enclosure, but does this protect the castle sufficiently?

Looking at a picture from the Edo era, the stone walls were angled in a key shape that differed from today's, while the East Gate itself was south facing. If you look closely at the stone wall on the north side, you can see traces of where the surface came into contact with vertical supports.



正面

二の丸東門 とうもん
Ninomaru Enclosure East Gate

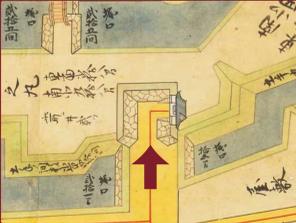
まっすぐ進めたのでしょうか



右側面

文章を修正しました。

今は二の丸から三の丸へまっすぐ進めますが、お城の守りとしては大丈夫なのでしょう。江戸時代の絵図を見ると、石垣はカギ状に曲がっていて、今とは異なる形をしています。東門は南向きになっています。北側の石垣をよく見ると、石垣の面に柱を当てた痕跡がありますよ。



裏面

ほ
Site E



三の丸からプロジェクト
From Sannomaru

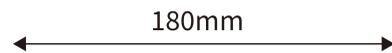
天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン 表記サイン | へ

板面色 :DIC2243



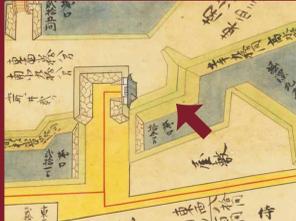
左側面

The Ninomaru mound seen from Sannomaru

Seen from the Sannomaru, the Ninomaru mound looks very high. The moat in front is also very deep.

In the era of the Hoshina clan, there were various buildings in the Sannomaru, including a residence in which the daimyo's family lived, a residence for the daimyo's retainers, and a meeting place (the administrative office for the Aizu Domain).

After his retirement, the daimyo Hoshina Masayuki returned to his hometown and lived in this Sannomaru residence.



正面

二の丸堀・三の丸屋敷跡
Ninomaru Enclosure Moat and
Sannomaru Enclosure Residential Remains

三の丸から見る三の丸の土塁

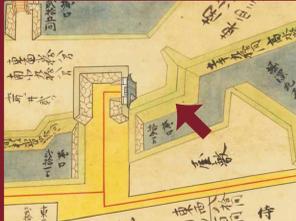


右側面

三の丸から見ると、二の丸の土塁はとて高く見えます。手前の堀も深いですね。

三の丸には、保科氏時代には家臣の屋敷や会所（藩の役所）、藩主の家族の住む屋敷などが建てられました。

隠居した保科正之も、国元に帰ると三の丸の屋敷で暮らしました。



裏面

へ
Site F



三の丸から
プロジェクト
From Sannomaru

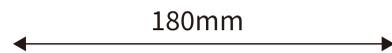
天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン 表記サイン | と

板面色 :DIC2243



左側面

What is the raised part of the ground?

This is part of a mound for the gate that was the entrance to the Sannomaru. Looking at a picture from the Edo era, the mound is conspicuous and marks a route to and from the exterior of the castle across an earthen bridge.

The term uzumimon (literally “buried gate”) comes from the fact that the gate section of the mound is lower than the parts on either side. From here, a path leads uphill and into Sannomaru and the castle itself.



正面

三の丸土塁埋門跡
ど るい うずみもん
Sannomaru Enclosure Remains of the Dorui-Uzumimon
土の高まりは何でしょう



右側面

三の丸への出入口だった門の土塁の一部です。江戸時代の絵図を見ると、土塁が食い違いになり、土橋を渡って城外と行き来していました。埋門と呼ばれたのは、門の部分が両側より低くなっていることに由来します。坂道を登って三の丸・城内へ入ります。



裏面

と
—
Site G

This is part of a mound for the gate that was the entrance to the Sannomaru. Looking at a picture from the Edo era, the mound is conspicuous and marks a route to and from the exterior of the castle across an earthen bridge.

The term uzumimon (literally “buried gate”) comes from the fact that the gate section of the mound is lower than the parts on either side. From here, a path leads uphill and into Sannomaru and the castle itself.

三の丸から
プロジェクト
From Sannomaru

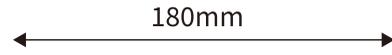
天面



こちらを眺めてください
Eye direction

表示面デザイン 表記サイン | ち

板面色 :DIC2243



左側面

A moat concealed in the earth

Surveys have confirmed that the former site of the Sannomaru Moat is buried beneath this lawn. Looking at a picture from the late Edo era, there were shrines dedicated to Inari (the god of harvests) and Hachiman (the god of war) beside the moat, where training for the Shinto ritual of yabusame (horseback archery) and archery target practice were performed. In the closing days of the Tokugawa shogunate, the daimyo's retainers are thought to have gathered here to undertake military exercises.



高解像度の写真データをお願いします。

正面

ちの丸堀跡
Former Site of the Sannomaru Moat

土の中に眠る堀



右側面

芝生の下に三の丸の堀が埋まっていることが調査で判明しています。

江戸時代後期の絵図を見ると、三の丸の堀際には稲荷神社や八幡神社が建てられ、神事の流鏝馬や的場での弓矢の稽古が行われました。幕末には、藩士を集めた軍事演習も行われたようです。



高解像度の写真データをお願いします。

裏面

ち
Site H



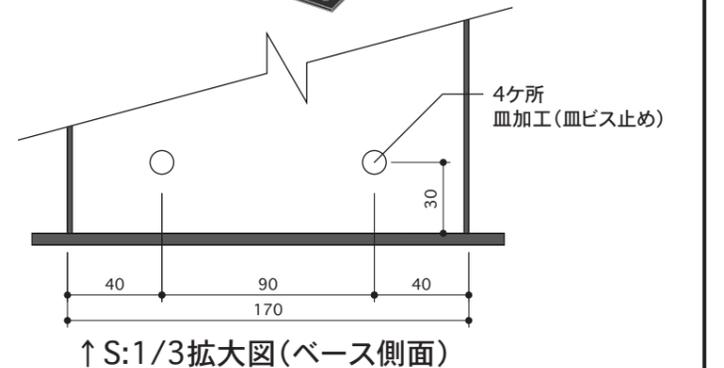
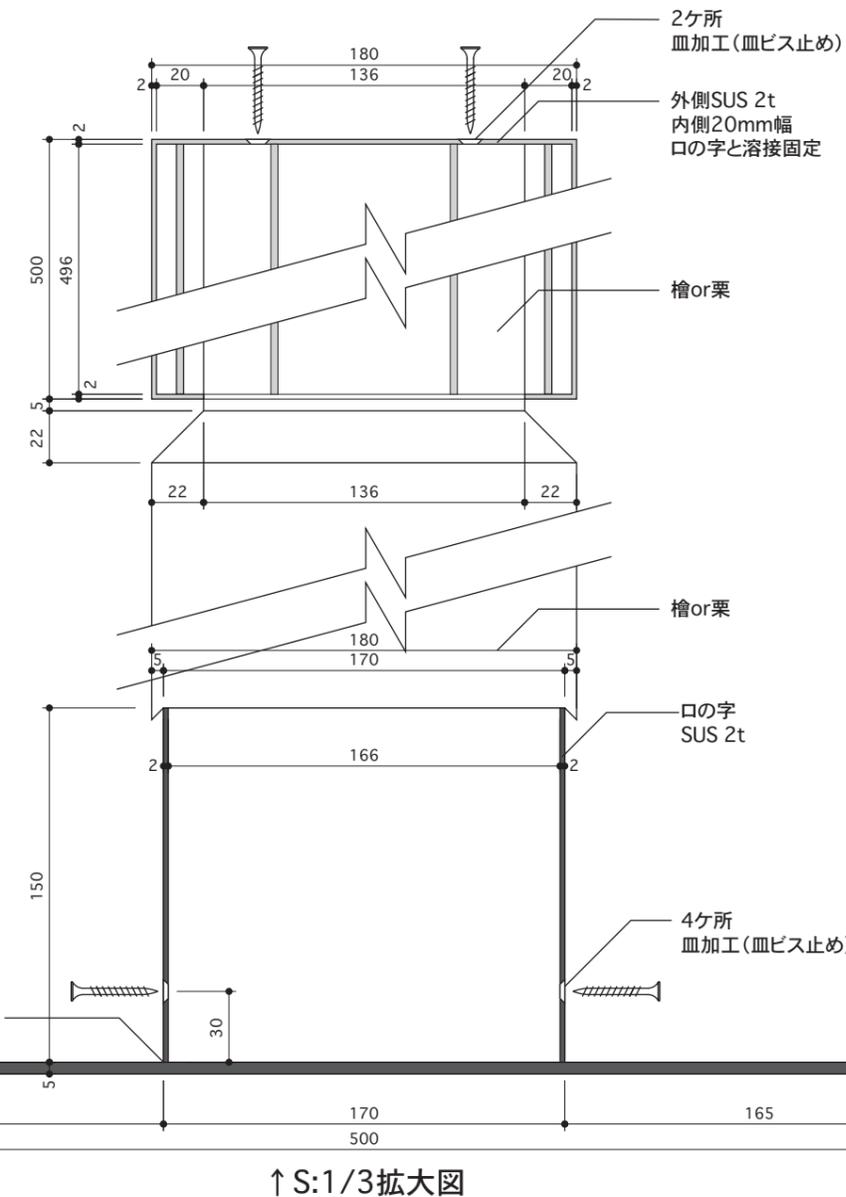
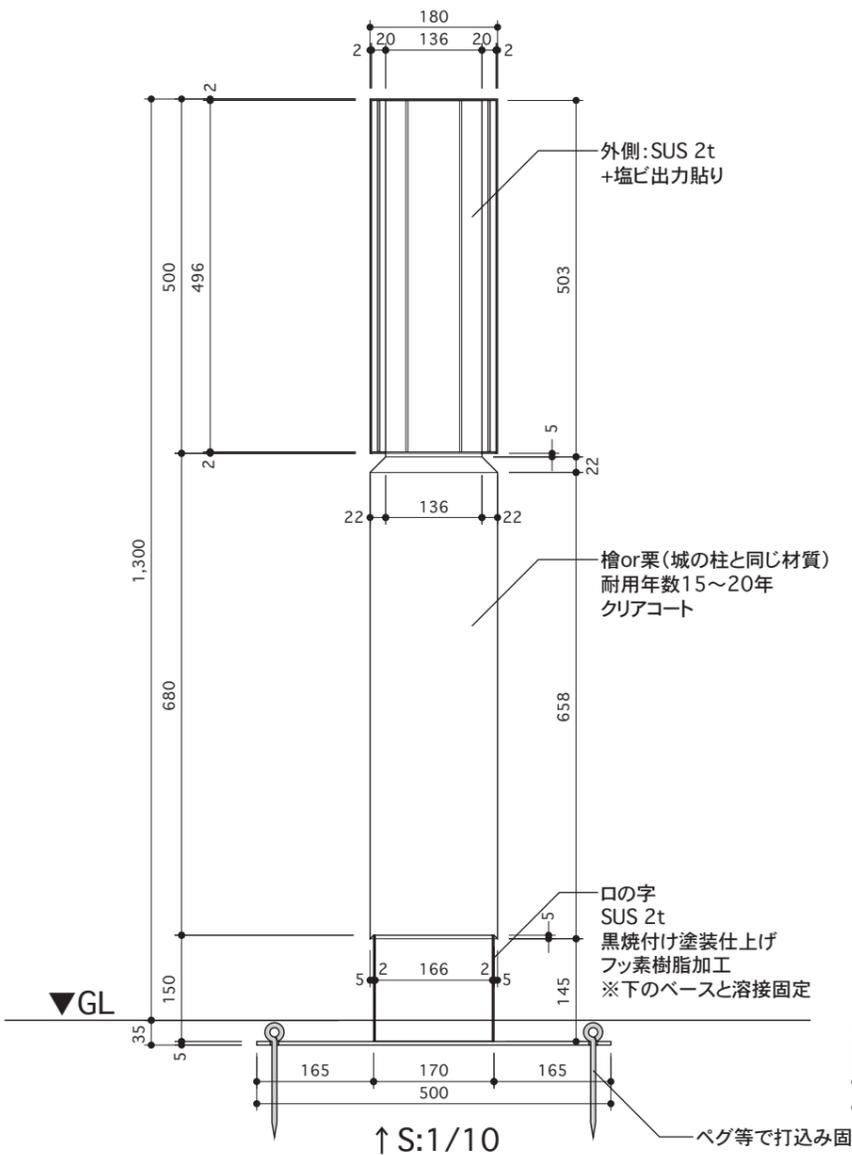
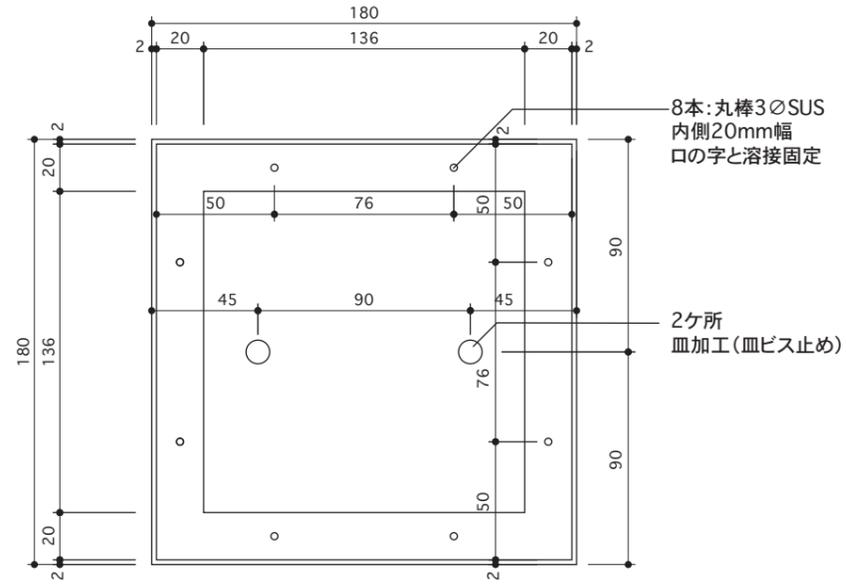
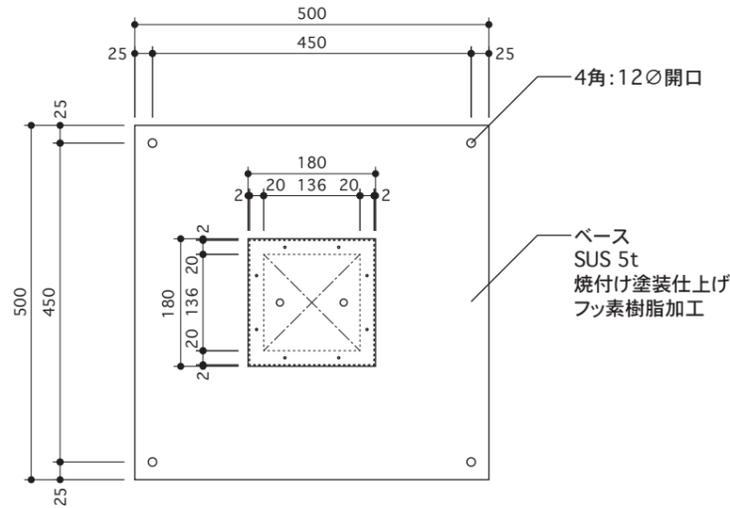
三の丸から
プロジェクト
From Sannomaru

天面

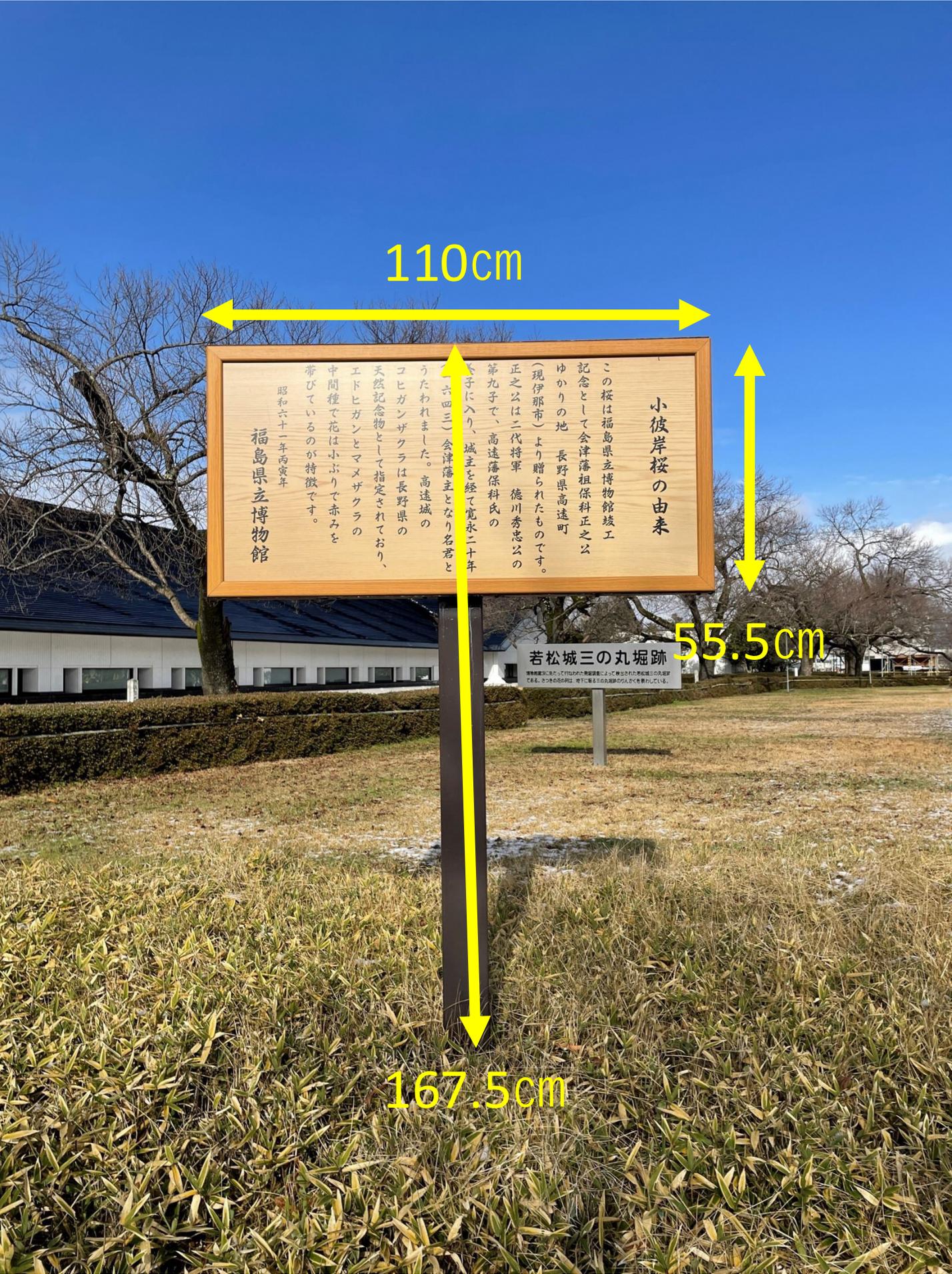


こちらを眺めてください
Eye direction

説明サイン図



物件名	顧客社名	場所:	DATE 2024.12/2 2024.12/10 2024.12/12 2024.12/17	SCALE 1/10・1/3	DRAWN	No 01
		設置日:	完了日:			



110cm

55.5cm

167.5cm

小彼岸桜の由来

この桜は福島県立博物館竣工記念として会津藩祖保科正之公ゆかりの地 長野県高遠町

(現伊那市)より贈られたものです。

正之公は三代將軍 徳川秀忠公の第九子で、高遠藩保科氏の

養子に入り、城主を経て寛永二十年(一六四三)会津藩主となり名君と

うたわれました。高遠城のコヒガンザクラは長野県の

天然記念物として指定されており、エドヒガンとマメザクラの

中間種で花は小ふりで赤みを帯びているのが特徴です。

昭和六十一年丙寅年

福島県立博物館

若松城三の丸堀跡

若松城跡に見られる三の丸堀跡は、寛政十三年(一七九二)に築かれた三の丸堀跡である。当時の堀跡は、埋りに陥るものがあるが、現在も残っている。

150cm

若松城三の丸堀跡

博物館建設に先だって行なわれた発掘調査によって検出された若松城三の丸堀跡である。さつきの花の列は、地下に眠る三の丸堀跡のりんかくを表わしている。

40cm

113cm



※全 3 箇所